**平成２８年（フ）第２９号**
滋賀県長浜市木之本町木之本1141番地
債務者　横山小百合
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２８年（フ）第５９７号**
神戸市中央区日暮通１丁目１番21号ヌーベル春日301号
債務者　深井　利香
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６００号**
神戸市北区ひよどり台１丁目２番地121棟206号
債務者　竹内　恒二
保佐人　特定非営利活動法人権利擁護・神戸心の相談センター）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４２７号**
兵庫県西宮市上ケ原四番町１番41号
債務者　**合**永蘭子こと　ＫＡＪＩ　ＬＡＮＩ　ＲＯＳＡＬＩＮＤ
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２２６号**
宮崎市鶴島３丁目43番地１　第10シャトー・モリオカ210号
債務者　稗嶋　香織
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第７７号**
宮崎県都城市一万城町66号７番地
債務者　牛鼻　弘子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２８年（フ）第６５号**
北海道小樽市桜４丁目５番24号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目22番３号　アーバンハイツ203号
債務者　新関　　剛
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第７６号**
北海道小樽市望洋台３丁目１番９号、前住所北海道小樽市桜１丁目29番23号
債務者　坪井　　勇
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第７７号**
北海道小樽市石山町７番13号　杉の木寮202
債務者　本間　　貴（旧姓樋渡・寺澤）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第７８号**
北海道小樽市桜４丁目５番24号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目22番３号　アーバンハイツ203号
債務者　新関　慶子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第６８４号**
名古屋市天白区原４丁目1102番地　レジデンス城下305号、従前の住所名古屋市天白区平針１丁目1209番地　Ｇｒｅｅｎ　ｈｅｉｍ　ファミリア303号
債務者　後藤さおり
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第９８４号**
名古屋市中村区城屋敷町２丁目60番地　四季の里３番館302、従前の住所名古屋市中村区本陣通５丁目111番地　中村パークビル405号
債務者　岩田　麻里（旧姓蒔田）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３１１号**
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2807番地17
債務者　中原　早苗
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第３０４号**
熊本市北区楠５丁目２番８号　後藤アパート101
債務者　眞﨑富美香
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１００９号**
愛知県知多市八幡字荒古前47番地の１　エスペランサ・Ｋ205
債務者　木村千枝美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２９７号**
熊本県宇城市松橋町曲野3493番地１　すずらんハイツ207、前住所熊本県宇城市松橋町両仲間668番地９
債務者　本田　友美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係